

多摩清掃工場 新焼却施設の稼働時期

1 概要

多摩清掃工場の施設老朽化が進む中、「安定的な処理を継続するための対応(整備)が必要なこと」「整備にあたっては効果的かつ効率性が求められること」から、令和 4 年(2022 年)11 月 1 日に「多摩清掃工場施設老朽化対策の基本方針」(以下、「方針」という。)を定めた。

方針では、「焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設は、施設停止を伴う延命化工事を行うことなく、新施設の建設を進め、円滑な廃棄物処理を最優先とする。」ことを決定した。

多摩ニュータウン環境組合同議規則に基づく専門部会を設置し、構成市の課長・係長相当職において検討した後、兼任職員会議において審査した。

2 結論

新焼却施設は、令和 18(2036)年度までに建設し、令和 19(2037)年度当初から本稼働とすることを多摩ニュータウン環境組合同正副管理者会議で決定した。

3 今後の留意事項

- ①交付金の対象要件の前提となる、国が進める広域化・集約化の考え方と動向
- ②製品プラの取り扱いなど構成市の資源化や収集方法の変更によるごみ質や量の変化